

新居浜工業高等専門学校環境保全推進要項

平成18年3月13日要項第1号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の環境保全に関する施策を推進し、校長が定めた本校の環境方針、環境目的及び環境目標（以下「環境方針等」という。）の達成を図るため、この要項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「学科等」とは、各学科、数理科、一般教養科、専攻科、高度技術教育研究センター、情報教育センター及びものづくり教育支援センターをいう。

(環境管理責任者の設置)

第3条 本校の環境保全に関する施策を推進するため、統括環境管理責任者、副統括環境管理責任者及び環境管理責任者を置くものとする。

- 2 統括環境管理責任者は、環境保全委員会委員長をもって充てる。
- 3 環境管理責任者は、本校の各課、学科等、学寮及び図書館に置くものとする。
- 4 環境管理責任者は、課にあつては課長を、学科等にあつては主任又はその長を、学寮にあつては寮務主事を、及び図書館にあつては図書館長をもって充てる。
- 5 副統括環境管理責任者は、環境保全委員会副委員長をもって充てる。

(環境管理責任者の役割)

第4条 統括環境管理責任者は、校長が定めた環境方針等に基づく環境保全に関する施策について環境保全委員会において審議、立案し、校長の了承を得た施策を教職員及び学生（以下「教職員等」という。）に実行させるため、環境管理責任者に周知し当該施策の推進を指示するものとする。

- 2 環境管理責任者は、前項の統括環境管理責任者の指示のあった施策を所属の教職員等に実行させるものとする。
- 3 副統括環境管理責任者は、統括環境管理責任者を補佐し、統括環境管理責任者に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(教職員等の責務)

第5条 本校の教職員等は、第1条の趣旨に則り、学校環境の維持保全に努めるとともに、環境保全に関する施策の実行に当たり、環境管理責任者の指示に従わなければならない。

(点検・評価)

第6条 実行された環境保全に関する施策の環境保全委員会による点検・評価結果を踏まえて、校長が環境方針等の見直しの必要があると認めた場合は、環境保全委員会に環境方針等の見直しを審議・立案させるものとする。

第7条 この要項に定めるもののほか、環境保全の推進について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年3月1日から施行する。